

商工委員会議録 第十四号

第六十一回国会
衆議院

昭和四十四年四月二日(水曜日)

午前十時三十七分開議

出席委員

委員長 大久保武雄君

理事 小宮山重龍君

理事 武藤 嘉文君

理事 堀 昌雄君

理事 天野 公義君

理事 神田 小峯

理事 佐野 田中

理事 中村 大村

理事 玉置 内田

理事 藤井 小笠

理事 幸男君

理事 勝志君

理事 重光君

理事 福井 慶三君

理事 福井 慶三君

理事 幸雄君

理事 勝雄君

○大久保委員長 これより会議を開きます。

参考人出頭要件に関する件

特定織維工業構造改善臨時措置法の一部を改正する法律案(内閣提出第二五号)

この際おはかりいたします。

本案について、中小企業振興事業団理事長福井慶三君を本日参考人として出席を求める、その意見を聴取いたしたいと存じますが、これに御異議ございません。

場合にはあわせて検討、考慮をしていくといふよう上うな方向で業界ともよく話をし、また必要に応じて指導をしてまいりたい、このように思つております。

○玉置委員 私が注意を喚起しておきたいのは、初年度のグルーピングが幾つかすでにもう準備段階に入つておることも承知いたしておりますが、それの効果が見えてくるのにはまあ一年かかるんではないか、こう思ひますから、私は、次のグループに属すると思われるものをもう十分に準備にまた入らなければいかぬじゃないか、PRが必要じゃないだろうか。その中に入つていくことによりまして、いろんなむずかしい、困難な現地の状況が把握されていくんじやないかといふことを思ひますものですから、このことを特に取り上げておるわけであります。

そこで、大臣にお答えをいただきたいのです。が、この構造改善をやりますにつきまして、先般参考人へ来ていただきまして、いろいろと御意見はどうしてもこの構造改善実施期間中だけは、該ひとしく訴えられたのは、せつかく構造改善をこれから暗中模索しながらでもがんばつていこうと思つておいでになるときに、特惠関税の問題だけはどどうしてもこの構造改善実施期間中だけは、該当工業につきましてはしばらくお猶予をいただきたいということを、ひとしくみんなが訴えられたわけであります。もつともなことだと思ひますが、また、諸般の事情がございまして、困難なところもあるかとも思ひますけれども、この決意のほどをあらためて確かめておきたいと思います。

○大平国務大臣 御心配ごもつともございまして、先般OECDに出しまして一応のリストがございまますが、これとも、メンバー各國の間でいまだらいろんな角度から論議されるわけであります。しかしも、いま仰せの問題に対しましては、限りましても、いま仰せの問題に対しましては、最限の配慮を加えてござりまするし、今後の審議

の経過に応じまして、問題が出来てしまいまして、構造改善を実施しつつあるわけですが、えにて商社、ことに輸入商社等には、保税関税の実施を強く要望し、あるいはそういうことを実施できるまでの間お認めにならないよう御配慮をいただきたいというのが、切なる皆さんの希望であったよう思ひますが、もつともなことと思ひます。

○玉置委員 これと関連いたしまして、せつかく実施を強く要望し、あるいはそういうことを実施できるまでの間お認めにならないよう御配慮をいただきたいのが、切なる皆さんの希望であつたよう思ひますが、もつともなこと思ひます。大蔵の所見をお伺いしたいと思ひます。

○大平国務大臣 三月三十一日に成立を見ました関税の暫定措置法、あれを御審議願いましたときも申し上げておきましたとおり、この保税関税措置の対象品目は法律できめるという方針を貫いたわけでございます。今度とりあえず十二品目御承認いたいたいわけございますが、これの選択にあたりましては、いま仰せのようなことから、わが国の、いまお申し出の織維の問題ばかりではなく、中小、零細の産業への影響といふことを十分考えてございます。今後これを対象を拡大してまいるという場合には、当然またそういう配慮が必要であるばかりでなく、あらためてまた法案として、そういうことになりました場合には国会の御承認を得なければならぬ。行政府が政令で彈力的に措置するというようなことはやめて、非常に厳

○玉置委員 もう一点は、設備制限でござりますが、染色の幅出し機、それからメリヤスはあと一年で終わりですが、業界の皆さん、構造改善に措置するといふようなことはやめて、非常に厳格な手続をとつてまいりたいことにしておいたしております。

○玉置委員 もう一点は、設備制限でござりますが、染色の幅出し機、それからメリヤスはあと一年で終わりますが、業界の皆さん、構造改善に措置するといふようなことはやめて、非常に厳格な手續をとつてまいりたいことにしておいたいと思います。それでも、こういうことになると、やはり業界の皆さんお、ローラー染色機が過剰でござりますので、これは自動的に業界の内部で処理をしようとしたままで何とかしてこの設備規制の命令は存置できなつたと思います。そこで、関係方面ともよく話をして努力をいたしたい、このように考えます。

それから染色につきましては、同じく仰せのとおり、幅出し機の設備制限は四十五年六月にななりますけれども、染色業界においては、今度の構造改善をきっかけとして、業界の内部の体制を十分固めまして、幅出し機の設置制限が失効いたしましても、さらに過剰な投資をするというようなことはないようにもつていいこう。それからお、新らしいものあるいは量産に適するもの、そういう機種のみならず、やはり产地地の事情に応じまして、その特徴を生かした織機の一部改造といふようなことも必要でござりますから、产地に十分に活用するといふことが一つ。それから織機のビルトがおくれてある、こういう実情でござります。

○玉置委員 織布の從来までの構造改善の実施は若干円滑を欠いておった。承りますと、新鋭機械の出現を見て、しかもそれの普及までに至つておきましては、織機の開発といふことを構造改善の重要な項目の一つとして取り上げて、今後事業の補助金の活用といふことも考えてまいりたい。私ども、省内の関係の部局とも十分連絡をとりまして、対策の推進に当たつてまいりたい、このようないつづいておきます。これから種々補助金の制度もございますので、この補助金の活用といふことも考えてまいりたい。私は、業界の皆さんのお考え方からいたしましたが、業界の皆さんの方からいたしましたが、いろいろ

る構造改善を実施いたしましたが、それについての機械開発が伴わない場合がありますのであります。今後の業種ごとの構造改善でも同じことがいえるのではないか。そこで、並行してそういう手を打つていかなければ、これだけが先に進むというわけにはいかなくなってしまう可能性が多いわけです。今後の場合は目の前に来ておるわけありますので、しばらく休憩というわけにいかないわけです。技術の開発指導といふのですがあるいは公開までやつていただきて、ある会社だけが研究しているという体制でなしに、みんなで一緒に、通産省の技術試験所あたりが中心になりますて、技術の公開指導にひとしいやり方でもって急速にこれを打開していくだくということが当面必要じゃないか、こういうような感じがするのですが、今後のことなどざいますので、構造改善とその機械分野における整備といふようなことにつきまして、御所見を承つておきたいと思います。

○大平國務大臣 仰せのようだに、私どもの基本的な考え方として、技術開発が通産行政の最大の柱であると心得ておるのでございまして、これから、公の研究機関はもとよりでござりますけれども、各会社の研究能力、開発能力といふようなものを糾合、組織いたしまして、日本独自のユニークな技術の開発、商品の開発、とりわけいま仰せられました機械の開発といふような点に力を入れてまいりたいと思うのでござります。したがいまして、仰せのようだに政府の工業試験所等を中心いたしました技術開発体制といふようなものの整備強化あるいはその充実、それから、そこに出でまいりました成果の公開といふようなことにつきましては、十分配慮をいたしてまいりたいと思ひます。

○玉置委員 この際特に聞いておきたいと思うのですが、染色の構造改善の場合ですが、紡績業界との、大きな企業との縦系列と、それから中小メーカーの横の系列とあります。縦系列は、私は案外早く進むんじやないだろかという感じがします。望むらくは横系列が望ましいのですが、

実態としてはそうもいかないんじゃないだろうか。縦系列をどの程度に割合をとらんになり、横系列をどの程度にとらんになつておるか。特に横系列においては、ただのクーリングだけじゃなくて、一つの取引の主体性を持たすような配慮にどういう施策をお考へいただいておるか。

○高橋(源)政府委員 縦系列と申しますか、大き企业在中心になつてまとまる形といふものが確かに幾つかでき上がると思います。これはこれで、その大きなところが持つております資金あるいは技術、こういうものを積極的に活用するというメリットがあると思います。それから横のまとまり、具体的には協業組合を結成して構造改善に当たる、こういうかつこう、あるいは思い切つて合併までするというようなケースが考えられます。この場合に、その中で特に指導的な役割りを果たしていく、このように考えてあります。

○玉置委員 いまの横系列の場合であります。そのうちの優秀企業といふのですか、中心企業がござるが、もしくはそういう場合じゃないときには、善後処理ですね、といふようなものの共同施設といふようなものがある場合には、いきやすいのぢやないだらうかといふようなことを考えますので、指導されるときにその辺のこともお考へいたしまして、おけばいいんじやないか、こう思ひます。そこで大臣、四日にあらためて参考人を呼ばれました、また大臣への質問もござりますので、簡単に一言だけ触れておきますが、目下やかましいアメリカその他の輸入制限措置といふもの、この構造改善意欲を阻害することが非常に多いと思ひます。これにつきましても特段の御配慮をいたさないといふのですが、決意のほどを一言だけつかります。

○玉置委員 この際特に聞いておきたいと思うのですが、染色の構造改善の場合ですが、紡績業界との、大きな企業との縦系列と、それから中小メーカーの横の系列とあります。縦系列は、私は案外早く進むんじやないだろかといふ感じがします。望むらくは横系列が望ましいのですが、これがどういう施設をお考へいたいであります。

○大平國務大臣 これまでの経緯は、玉置委員もよく御存じのとおりであります。ただいまのところまだ政府に何らの公式の通知、接触がございませんので、私どもいろいろ憂慮いたしておる

のでござります。四月十一日にスタンス商務長官がヨーロッパに行かれると、いふことでござります。

○玉置委員 カヤツチする必要があるかと思つております。私どもいたしましては、従来から申し上げますと

おり、業界も政府もあげてこの問題に対しましては強い態度で一致した行動をもちまして、保護主

義的な動きに対しましてそれを排撃してまいるよ

うに周到な用意をしなければならぬと心得てお

るのでござりますが、冒頭に申し上げましたよう

に、まだ何らの接触がございませんので、いま

いろいろ海外の動きを注意いたしておる段階でござります。

○玉置委員 この構造改善臨時措置法の一部改正についての質疑に出てまいりました多くの意見

は、ほんの一、二、三の織機しか持つてないような

零細な企業がかなりたくさんある、ことに織布の

ごときはこれが多め、次にまいります毛織物につ

いても同じことがいえると思うのですが、こうい

うものにえでして首切り論といふようなことばが

出てくると思うのです。

〔委員長退席、浦野委員長代理着席〕

現状においてやってまいりますと、やがて開発途

上国の人一人当たりの生産性にはるかに負けていく

といふことも如実に数字であらわれておるわけであります。

自営企業になつておりますから、どう

うしても労働力強化といふことで、思い切つて家

業を捨てるといふことはなかなか困難なことであ

りますが、この方々に対するPR、あるいはグ

ループ化、あるいは共同化、協業化といふものに

ついてどういうようなくふうがなされてあるか。

今までの所得とほぼ同じような所得をどうい

うにして得さしめる配慮があるか、これがなか

なかかうべくしてむずかしいことではござります

けれども、この構造改善を実施していく最後の仕

事として、それがもう一つは、このグループに漏れ

た方々、これは一面また非常に根強い、力強い生き

きの力を持っております。これに漏れた方につい

てはどういう施策をなし得るのか。この二点につ

いて御説明をいただきたいと思います。

○高橋(源)政府委員 織布の例で申し上げます

と、昭和四十二年度の実績を見ますと、グループ

五台以下の企業でございまして、おっしゃいます

ように二台、三台といふことから比べればやや大き

いが、かとは思ひますけれども、とにかく二十五台

以下の企業のうちで六十数%が織機二十台

以上に二台、三台といふことから見て、極力

このグループ化といふことについて徹底をはかつ

て、まとまるよう持つていただきたい。なお、メリ

ヤスのグループ化の計画の中にも、従業員の数が

十名以下というような企業がまとまっていく

いう具体的な計画もござります。こういうよう

なことを、先刻申しましたように、一つのよき例と

してPRをいたしていきたいといふことが第一点

でござります。

それから、どうしてもそういうグループの中に

入れないあるいはまとまれないといふ企業につき

ましては、制度としては、県の設備近代化資金と

か、あるいは国民金融公庫とか、こういうところ

を利用する道も開かれておりますが、しかし非常

にたい結合といふものに一挙に踏み切れません

でしょから、とにかくゆるい結合でもまずまと

まる方向に努力を惜しむべきではない。そうして

漸次それをさらにつなげ、どうしてもそういう方向で指

導をしていくべきものであろう、このように考え

ております。

○玉置委員 この構造改善は、労働の充足面から

見ましても、ぜひとも思い切つて断行せなければ

ば、染色やメリヤス等になかなか労働給源が少な

くなるといふ面から見ましても、当然やらなければ

ばならないことでありますけれども、ただいま申

しました自家企業の形になつておりますものは、その点も、私はそういう点からもびんとこないのじやないかという点を考えますと、思い切つて近代化された職場を一ちょうど労働力の給源の少ないときでございますので、その自家企業の方々を協業化させまして、そのかわり思い切つて職場を新たにし、近代化した機械の中で、その方々がいまでと同じような所得を得られるような施策をつくるものを、もう一度構造改善の中で特段を配慮が必要じやないだらうかという感じがいたします。それについては、どうしてもいろいろなお金が要るわけありますので、現在の信用基金制度をもう少し拡充する必要があるのじやないだらうか。そうして十分にそういう方に信用の補完ができる、それで自家企業の方々が十人、十五人寄りまして、同じ職場で、能率のあがるところでとくいう企画を特段にやらなければ、これと別個にそういうくらいにやらなければ、この方々と一緒に連れていくことは非常に困難じやないだらうかということを、いろいろなところを回りまして痛感いたします。そういうこともひとつ前向きに十分に御検討いただかなければ、来年、再来年にりますとだんだん期限が参りますから、迫切するにつれて、そういう方々の特段の配慮をせられない、首切りかといふ話も出るような結果に結果としてなつたでは申しわけない、こういうふうに思ひますが、御所見を承つておきましょ。

○高橋(淑)政府委員 御指摘のように、あらゆる分野で労働力の不足が見られます、織維産業においては特にこの問題は深刻であります。それで、一言で申し上げれば、先生お話しの職場として環境を整備するといふことがもう第一であると思ひます。実際のやり方としましては、雇用促進事業団とかあるいは年金福祉事業団、その他いろいろ制度がござりますので、その活用をはかつていくこととができます。職場から離れていわゆる失業するといふようす。常におきましても現在の登録織機の結果に結果としてなつたでは申しわけない、こういうふうに思ひますが、御所見を承つておきましょ。

○高橋(淑)政府委員 御指摘のように、あらゆる分野で労働力の不足が見られます、織維産業においては特にこの問題は深刻であります。それで、一言で申し上げれば、先生お話しの職場として環境を整備するといふことがもう第一であると思ひます。実際のやり方としましては、雇用促進事業団とかあるいは年金福祉事業団、その他いろいろ制度がござりますので、その活用をはかつていくこととができます。職場から離れていわゆる失業するといふようす。常におきましても現在の登録織機の結果に結果としてなつたでは申しわけない、こういうふうに思ひますが、御所見を承つておきましょ。

そこで、これにつきましても現在の登録織機の市場価格が非常に高うございまして、したがつて現状のようならせんのせ廢棄の補助単価ではちよつと申し出る方が少ないといふことが統計でも出ております。これを時価にひとしように高くしようと思えばいまの倍くらい要るのじやないだらうかと思ひますけれども、そうすればその企業から出費をせなればいかぬといふことが、やはり自分の持つておる織機を上のせ廢棄にかかるといふことが、あるいはこれに関連して具体的な名案があるかといふお問い合わせでござりますが、私なかなかこれはむずかしい問題だと思います。何と云ふうはいろいろまたさせさせていただきますが、とりあえずこういふような案で考えてみたらどうかといふ具体的なものを持ち合わせております。

なことが万が一ありました場合は、その再就職を促進するために現在雇用対策法に基づく奨励金制度がございます。紡績、織布業にはすでに適用にこれが適用できるように、関係省である労働省とも打ち合わせをいたしたい、このように考えておりまます。ちなみに、たしか紡績、織布業について申記憶をいたしております。

○玉置委員 中小企業庁長官にもこのだけは特にお願いしておきたいと思います。ただいま申しましたように、自家営業が非常にたくさんある地域がございますが、この方々をこの構造改善に連れ込むことはなかなか至難なわざであります。

○玉置委員 中小企業庁の特段の御配慮と一緒に上のせいたしまして施策を講じることによつて、私は救われていくのじやないだらうか。現在の所得をあまり落とさないような範囲内で共同工場といふものを作地につくつてあげる、こうじょうな施設を前向きに御検討いただきことによつて、私はこの際お答えをいただいたいです。

○高橋(淑)政府委員 確かに織機のいわゆる登録の市場価格といふものは、現在の補助単価に比べれば高うござります。ただし、产地産地における事情がございまして、その間に格差がござります。非常に高い地域もございまして、それから、それほどでもないといふ地域もござります。しかし、いずれにしましても、この上のせ廢棄と織機もしくは次に参ります毛糸等の構造改善がうまくいくのじやないだらうかといふような感じがいたします。

そこで、これにつきましても現在の登録織機の市場価格が非常に高うございまして、したがつて現状のようならせんのせ廢棄の補助単価ではちよつと申し出る方が少ないといふことが統計でも出ております。これを時価にひとしように高くしようとは財政事情から困難であるといふ点が一つと、それから半分は業界負担でござりますから、業界の負担を考えなければならないといふことです。御指摘のとおり、補助単価を引き上げるといふことは、なかなか困難なことだと思います。しかし、御指摘のとおり、補助単価を引き上げるといふことは、なかなか困難なことだと思ひます。しかしながら、その上のせ廢棄に充てる織機を補助単価相当額で取得するといふことは、程度の差はありますから、その上のせ廢棄に充てる織機を補助単価いうことが今度の構造改善の一つの柱でございまして、その上のせ廢棄と織機を前向きに御検討いただきことによつて、私はこの際お答えをいただいたいです。

○高橋(淑)政府委員 確かに中小企業金融関係の法規によりますと、中小企業の定義は資本金五千万円、それから従業員三百人以下といふことの組成員が中小企業である場合、これを中小企業のワクに入れて金融その他の対象にしていくべき工場と申しますか、それがこの条件を逸脱するところであつても、大部分、三分の一以上のグループとがつて、一部の業種について、中小企業の定義が従業員について広くなっています。それは染色業については六百人以下、こうじょうことで、両者の間にその立て方として差があるわけであります。しかし、今は今、その立場から見て、中小企業でない大きな人が中に入つております。だからといって、中小企業でない大きなかつておられます。そこで、その協業組合を設立する場合に、かれども、しかし今回構造改善事業を実施していく場合に、中小企業振興事業団の融資を受けた場合に、協業組合の結成の要件に合致しておる限りその協業組合に入ることができ、かつこの協業組合に対しても事業団の融資対象として扱われる

○玉置委員 もう一点。これの構造改善を実施いたしますにつきまして、織布ござりますと、一つの地域全体をとらました計画の中へ入らなければならぬ、こうなつておりますが、それとはすれば、一親工場が思い切つた近代化をしまして、それに五十ないし百ぐらの子供の工場があり

る、これはしかしながら、その場面全体、地域全体の構造改善とは別個だというようなものは、どうにしてこれの近代化をはかっていったらいいか。この点について織維局長もしくは中小企業長官からお答えをいただきたい。

○高橋(淑)政府委員 ただいまのお尋ねは、広域グループ化のことだと思います。メリヤスに例をとつてみますと、確かにメリヤスの持つ商品の特性からまして、一地域内だけでグループ化するといふのではなくて、多地域にわたるといふグループも出てこようかと思います。染色についても同じような例が出てくるかもしれません。これにつきましては、メリヤスにおいては各連合会、染色におまつては染色業の団体がいすれ結成されると予定でございますが、それが具体的な計画を組みますときに、そういう広域グループの計画も、中身さえしつかりしておれば、十分取り入れて計画作成をいたすことと存じます。

○玉置委員 大臣にお答えをいただきたいと思い織維構造改善の大臣諸問が昭和四十年十一月になされまして、四十一年九月に答申をされた。四十二年の七月に、特定織維工業構造改善臨時措置法として国会で成立したわけですが、このときには過剰効率の計算算定というものが、その後の混紡、いわゆる複合織維の異常な進歩と申しますかによりまして、若干予測を上回った。需要のほうが伸びまして、過剰効率の見込みはもう少し下回つてよかつたのではないかというような結果が出てまいりまして、当時二百五十五万錠と予定されましたが、実際は八十二万錠に終わつたというのが現状であります。

わが国の合成織維の技術といふものは世界でも冠たるものがあるというように承つてあります。ますますこういう傾向は、織維の高級化というようなところへ向かつて進んでいくのではない。これがまた輸出に大きく貢献するようを感じがいたしました。

(浦野委員長代理退席、委員長着席)

つきましては、こういう紡機の過剰との他の算定を一応もう一度策定し直す必要があるのではないかという感じであります。これは政府当局のほうからお答えをいただくといいたしまして、大臣に御答弁をいただきたいのは、昭和四十五年六月末でもって織維工業の設備制限のための臨時措置法が終期が参ります。このようない状況で、かねて何回も御答弁がありましたように、政府としては、この終期がまじりました臨時措置法は、そのままあらためて継続をされるという意思がないと思いませんが、もう一度ありやなしやということを、この機会に承つておきます。

○高橋(淑)政府委員 紡機の過剰といふことが込まれないかということを主眼とした御質問に対してお答えいたします。

これは現時点におまつては、昭和四十二年度、四十三年度の需給の実績を、基本計画を策定しましたときと比べてみると、いま御指摘のように合織の紡績糸の需要の伸びが非常に著しい。年率一〇%程度考えておつたわけでございますが、四十二年度は一九%以上、四十三年度も一六%近い、こういう状況でございまして、一方綿糸、スル糸についても横ばい程度の見通しでございましたが、これが横ばいなし若干強含みというふうなことでございます。

他方、過日行いました設備の一括廃棄、一律、いわゆるプログラマと任意と、この両方合わせまして、実台数で八十五万錠の処理を行ないました。他方、いわゆる織維新法によりまして、スクラップ・アンド・ビルト、あるいはスクラップ・アンド・オープンの方法によりまして、約三十万錠程度の処理を行なわれました結果、過剰効率の量はないかというように、試算されるわけでござります。

今後の見通しとしましては、三交代制の普及増加、これによる能力増といふものは確かにござりますが、合織紡績糸を中心とする需要の増加といふこともかたがたござりますので、短期的な需給関係による動きはございましょうけれども、これによつて大幅な過不足は起こらないのではないかというように、私、いまの段階では考えております。

○大平国務大臣 お尋ねの織維新法の再延長かどうかは、大体そうだとと思うのですが、質問は、紡機が余つておるのじゃなしに、前の計画よりは紡機が必要となつてきたのじゃないだろうかという質問をしてお答えいたします。

そこで大臣にお伺いしたいのですが、この織維製品の構造改善は、もともと国際競争力の強化ということが目標だと思うのですが、それには生産性の向上と、いふことと製品の高級化と申しますか、国際分業的に見まして製品の高級化と、それから合織化、この三つだとと思うのですが、この資本自由化の国際社会の中で、規模の適正化といふことが考えられなければならないと思うのです。いだらうか。と同時に、化纖の国際的なシェアと申しますか、あるいは企業の規模といふものも、申しますが、将来合織におまつます官民協調懇方式と申しますか、それについて、これを廃止してもらいたいと意見も新聞でちらほら見するわけあります。しかし、大臣はどのよう方向でこれに対処していくべきではないだらうかというふうな感じがいたします。これにつきまして日レ、ニチボーの合併します。これにつきまして日レ、ニチボーの合併申しますが、それについて、これを廃止してもらいたいと意見をお持ちの方があるというように報ぜられております。ただし現在までのところ、公式、非公式にこの投資問題について意見を交換いたしており上げられております設備投資の基準といいますか、これがやや小幅に過ぎるといいますか、あるいは世界の各合織企業が設備投資をやりますときの大幅なやり方に比べて自由がきかないといいうふふうな点で、この点を変えたらどうだらうかといふ意見をお持ちの方があるといふように報せられております。ただし現在までのところ、公式、非公式にこの投資問題について意見を交換いたしており上げてみたらどうか、このようにただいま私は考えております。

○大平国務大臣 この官民協調懇の問題でございますが、これは織維ばかりでなく、通産行政全体といたしまして、どういった方式を存続させるのかどうか、存続させるとして運用の規模はどうするか、これは私もたゞへん頭を悩ましておる問題でございます。私の気持ちといいたしましては、できるだけ業界の秩序は業界の方々の英知をしほつてやつていきたい、政府が深く介入するといふようなことはできるだけ避けたいと考えているので

ございます。しかし、業界の自主性を尊重いたすいたしましても、業界にもいろいろな事情がございまして、なかなかまとまりがつかないといふ場合に、私どもが御相談に乗る場合は当然あります。けれども、業界の立場でなくて、賢明なアドバイザーとして御相談に乗って、業界全体のためになるようなくあいに機能をするということが、われわれの方ではなかろうかと考えておるのでございます。

したがつて、いま御指摘の協調懸の問題でございますが、玉置委員が御指摘になりましたように、今後の国際環境の推移も見なければなりませんし、運用の実態をよく見ながら、十分賢明に配慮してまいりたい。いま直ちにダイコンを切るよううなぐあいにはなかなかいかないのではないか、そういうふうを感じがいたします。

○玉置委員 國際化時代に、なるほど自由に巨大な設備投資をしました優秀な企業といふものも必要でござりますけれども、また逆に一方、無秩序のようなことになりまして、結局過剰生産になつた、それが原因で景気の動向に悪影響を及ぼすというようなこともあり得ますし、価格の形成も競争原理だけでいき得ないところもある、したがつて石炭のようにはほとんど国におんぶせざるを得ないような羽目にまでなつてしまつたのでは、何のための財界だと言いたくなると思うのです。そういうふうな意味で、どこかで協調する。それがいつもお話しのように、官であれしなくとも、有権的なものでなくとも、自主的にどういうふうにやつていかれるのか。国民経済的を視野からも、これは見てもらわなければならないわけでありますので、慎重にひとつ御検討いただきたいと思うのです。

最後に、この法案の審議にあたりまして、労働力の需給という点から、あるいは一人当たりの生産性という点から見ていただいているのですが、そのことは即労働者の所得の問題で、裏返せば何でもないことがありますけれども、このままでは若

年労働者がほとんど求め得られない。それから労働者が他産業あるいは基幹産業並みの所得を求めることができないのだといふ点からも、労働者の権利を支配的な立場でなくて、賢明なアドバイザーとして御相談に乗つて、業界全体のためになるようなくあいに機能をするということが、われわれの方ではなかろうかと考えておるのでございます。

したがつて、いま御指摘の協調懸の問題でございますが、玉置委員が御指摘になりましたように、今後の国際環境の推移も見なければなりませんし、運用の実態をよく見ながら、十分賢明に配慮してまいりたい。いま直ちにダイコンを切るよううなぐあいにはなかなかいかないのではないか、そういうふうな感じがいたします。

○玉置委員 國際化時代に、なるほど自由に巨大な設備投資をしました優秀な企業といふものも必要でござりますけれども、また逆に一方、無秩序のようなことになりまして、結局過剰生産になつた、それが原因で景気の動向に悪影響を及ぼすというようなこともあり得ますし、価格の形成も競争原理だけでいき得ないところもある、したがつて石炭のようにはほとんど国におんぶせざるを得ないような羽目にまでなつてしまつたのでは、何のための財界だと言いたくなると思うのです。そういうふうな意味で、どこかで協調する。それがいつもお話しのように、官であれしなくとも、有権的なものでなくとも、自主的にどういうふうにやつていかれるのか。国民経済的を視野からも、これは見てもらわなければならないわけでありますので、慎重にひとつ御検討いただきたいと思うのです。

○玉置委員 國際化時代に、なるほど自由に巨大な設備投資をしました優秀な企業といふものも必要でござりますけれども、また逆に一方、無秩序のようなことになりまして、結局過剰生産になつた、それが原因で景気の動向に悪影響を及ぼすというようなこともあり得ますし、価格の形成も競争原理だけでいき得ないところもある、したがつて石炭のようにはほとんど国におんぶせざるを得ないような羽目にまでなつてしまつたのでは、何のための財界だと言いたくなると思うのです。そういうふうな意味で、どこかで協調する。それがいつもお話しのように、官であれしなくとも、有権的なものでなくとも、自主的にどういうふうにやつていかれるのか。国民経済的を視野からも、これは見てもらわなければならないわけでありますので、慎重にひとつ御検討いただきたいと思うのです。

最後に、この法案の審議にあたりまして、労働力の需給という点から、あるいは一人当たりの生産性という点から見ていただいているのですが、そのことは即労働者の所得の問題で、裏返せば何でもないことがありますけれども、このままでは若

年労働者がほとんど求め得られない。それから労働者が他産業あるいは基幹産業並みの所得を求めることができないのだといふ点からも、労働者の権利を支配的な立場でなくて、賢明なアドバイザーとして御相談に乗つて、業界全体のためになるようなくあいに機能をするということが、われわれの方ではなかろうかと考えておるのでございます。

したがつて、いま御指摘の協調懸の問題でございますが、玉置委員が御指摘になりましたように、今後の国際環境の推移も見なければなりませんし、運用の実態をよく見ながら、十分賢明に配慮してまいりたい。いま直ちにダイコンを切るよううなぐあいにはなかなかいかないのではないか、そういうふうな感じがいたします。

○玉置委員 國際化時代に、なるほど自由に巨大な設備投資をしました優秀な企業といふものも必要でござりますけれども、また逆に一方、無秩序のようなことになりまして、結局過剰生産になつた、それが原因で景気の動向に悪影響を及ぼすというようなこともあり得ますし、価格の形成も競争原理だけでいき得ないところもある、したがつて石炭のようにはほとんど国におんぶせざるを得ないような羽目にまでなつてしまつたのでは、何のための財界だと言いたくなると思うのです。そういうふうな意味で、どこかで協調する。それがいつもお話しのように、官であれしなくとも、有権的なものでなくとも、自主的にどういうふうにやつていかれるのか。国民経済的を視野からも、これは見てもらわなければならないわけでありますので、慎重にひとつ御検討いただきたいと思うのです。

最後に、この法案の審議にあたりまして、労働力の需給という点から、あるいは一人当たりの生産性という点から見ていただいているのですが、そのことは即労働者の所得の問題で、裏返せば何でもないことがありますけれども、このままでは若

○加藤(清)委員 時間の制約がござりまするの
で、御答弁のほうもひとつ簡潔に要点だけをお述
べいたくようにお願いしたいと存じます。

わが党は平和産業をこよなく愛します。特に織
維産業については歴史的に努力を続けてまいりま
した。その結果は、わが党的政調会の部屋に参り
ますと、その資料だけでも私の肩の高さまで
の二倍以上ございます。同時に、私の部屋にもま
たそれ以上の資料がござります。それを抽出して

質問を申し上げます。問題は、どんなに構造
改善がりっぱに行なわれましても、需給のバラン
スがくずれると、この構造は決して完全とは
言えない状況に置かれる、すなわち非常に構造は
流動性を持つていて、第一の原因が輸出でござります。また
輸出の第一がアメリカの態度でござります。今日
アメリカは日本の産品に対してもどのような態度を
とっているか。ことに自主規制と称して規制をさ
れている品目は何品目あるか、まだ将来制限をさ
れるであろうと予想されるもの、特に議員立法が
用意されているものに何々があるか、ますそことか
らお尋ねいたします。

○鶴見政府委員 お答え申し上げます。現在、日本
本が対米輸出規制をいたしておりますのは、と
り方によつていろいろ違います。LTAに基づ
きます綿製品を全部そのままとりますと、たしか
三十六になつたかと思ひます。それから鉄鋼につ
きましてそれも全部とりますと、約三十数品目に
なります。それ以外に個々の品目につきまして、
たとえば壁タイルとかあるいは野球のグローブ、
ミットといふようなものがござりますが、そ
うものがたしか十八だったかと思ひますが、これ
はいろいろの見方がござりますので、ただ数字と
して申し上げておきます。

それから現在議会に上程されておるといわれて
おります輸入制限の法案の数は、これまでいろいろ
とタブつて数えられておりますが、重複も含めま
すと、全部で九十数件あるようござります。主
として鉄鋼、織維それから電子機器、若干の肉類

の中にいろいろござりますて、一般国際法もござりますし、それから条約といふような特別国際法もございますが、主として問題になりますのは、おそらく条約のような特別国際法だらうと思ひます。この場合には、一般的に申しますれば、条約といふものは当然国会の御承認を受けますものでござりますから、それに違反するような形でござりますが、もしそういうふうな条約ができるといふことはちょっとと考えられないわけでござりますが、それが一種の何と申しますか国内法的に導入されていく、条約そのものが国内法になつていくといふような条約も一部あるわけでござります。そういうふうなときには、やはり憲法の考え方から申しまして、法制局からお答えになつたように、国際法のほうが優先すると申しますか、そのとき出ました、あります法律と条約が国内法的に導入されてきたときの状態を考えますれば、その導入された条約のほうが優先すると考へるべきかつたんです。予算委員会でなくしてよかったです。なぜならば、外務省、法制局とともに過去のこの件に関する法解釈は、国際法が国内法に優先すると言明してきておるのでござります。

○加藤(清)委員 これが予算委員会でなくしてようを優先すると私申し上げたつもりでござりますが……。そういう趣旨での御質問だと思いますが、その条約ができますと、それで州法ができますしたときに、少なくとも国際間ににおいてペインディングフォースと申しますか拘束力はあるわけでござりますから、アメリカとして日本に対しても義務は負つておるわけでございます。したがつて、アメリカは国内法をそれによつて変えていくといふ義務はあるわけでござります。そういう御趣旨の御質問だと思ひますが……。

○加藤(清)委員 日本国は国際法が優先すると考へる。アメリカ側は国際法より国内法が優先すると考へる。具体的に言ひますと、日本は日米友好通商航海条約を尊重し、これを最優先に見る。そこに最惠国待遇、内国人待遇がうたわれている、平等の原則が。ところがアメリカの州法は、アラバマ州以下日本の織維製品を制限する州法をつくつてある。それが優先するといふことになりますと、日本だけはやられっぱなしで、アメリカのほうは防壁がかかる、こういうかっこになりますね。これでよろしくござります。

○角田政府委員 たゞいま条約局長からお答え申し上げたとおりでございます。

○加藤(清)委員 日米友好通商航海条約第十四条、最惠国待遇を与える、同時に輸出及び輸入に對して制限をしてはならないとある。「輸出及び輸入に関連するすべての規則及び手続に關して、最惠国待遇を与える」同時に二項に及んで、制限してはならないとする。明らかにこれは国際法違反、第十四条違反だと思うが、大臣どうです。今度は大臣に聞こう、大臣は外務大臣の卒業生ですから。

○佐藤(正二)政府委員 十四条二項は御案内のとおり制限、禁止規定で、輸入の数量的制限規定でござりますが、これは單に最惠国待遇をいつておるだけございまして、したがつて、ある制限を行なうときに差別的な制限を行なつてはいけない、こういふ意味の規定でござります。したがつて、何と申しますか、ある產品について、たとえ

ば織維をとりますれば、日本にだけ制限をやるとうな形になりますれば、アメリカの國として日本に対する条約上の義務違反が起りますから、当然日本としてはそれに對して文句が言えるわけでございます。したがつて、その州法がアメリカの答弁は三項の a と b の答弁なんです。だから、十四条の一項と二項はどうかと聞いておるのであります。一項と二項はどうかと言つたら、あなたは三項と四項を答えておる。

○佐藤(正二)政府委員 おととばを返すようですが、私の申しましたのは二項の問題でござります。二項についてのお答えをいたしましたつもりでござります。

○加藤(清)委員 二項は輸出及び輸入に對して制限をしてはならないとおどかに規定されております。それで受けた結果になる。それで受けた結果になる。当然です。そうあつてしかるべきだと思ひます。法制局の態度いかん。

○角田政府委員 たゞいま条約局長からお答え申し上げたとおりでございます。

○加藤(清)委員 日米友好通商航海条約第十四条、最惠国待遇を与える、同時に輸出及び輸入に對して制限をしてはならないとある。第三国への同様の產品の輸出が同様に制限され、又は禁止される場合は、この限りでない」ということになつておりますから、最惠国待遇と思ひます。

○加藤(清)委員 ここをよく氣をつけてくださいよ。いいですか。同様であれば次にまた条件が発生してくる。どのような条件か。それは三項 a において特定の期間產品の総数量、総価額及びその変更について事前に公表しなければならないとあります。同時にまた三項の b においては、第三国に割り当てを行なう場合、これがいまのあなたの話に該当してくるわけなんだ。これは「他方の締約国が以前の代表的な期間中に供給し、又は供給された產品の総数量又は総価額に比例する割合を当該他方の締約国に与えなければならぬ。」、こうなつておる。これは守られておりますか。

○佐藤(正二)政府委員 その守られておるかおらないかという問題は、織維の問題は御案内のとお

し上げました。これが予算委員会だつたら、ここで半日か二日ストップです、答えるができないから。しかし、私はそれが目的ではございませんから、きょうはこの法律を通したい、通して早く完ぺきなものを作りたいというところに念願があるのでですから、先へ進みます。

たとえば映画のクオータ制はどうなつておる。

日本のプロダクションは次々に不況で倒れて、永田ラッパがどれだけ吹いてみたって、だんだん不況なんですね。倒産倒産が続いて、残つたのは四つ。にもかかわりません、上映のクオータ制をつくといつたらアメリカは何と要求したか。アメリカの日本輸出が日本の総生産の五〇%、したがつて上映比率が五〇%、五〇%になつたら制限し、それ以前は制限してはいけない、こういうことなんですね。現に行なわれておる。だから新聞を見てごらんなさい。テレビやラジオの映画のプログラム、あるいは上映館の映画を見てごらんなさい。五〇%までアメリカ映画がミリタリズムやアメリカの主義、主張の宣伝をやつておる。相手国には五〇%も踏みにじられておりながら、なぜ日本は三%くらいの文句が言えないのですか、大臣。

○大平國務大臣 加藤委員から通商航海条約との関連におきまして、条約違反の事実関係の御指摘がございましたが、この点は事実問題でござりますので、私ども十分検討させていただきたいと思ひます。しかし、当然そういう御質問に対しまして私どもも十分進んで検討しておかなければならぬ課題であると考えます。

それから第二の点は、それに関連いたしまして自主規制といふ問題についても言及されておるようございますが、この問題は直接条約と関連はないのではないかと思うのでござります。(加藤(清)委員「あります、大いにあります」と呼ぶ)

条約と関連があるといふのでござりますれば御指摘をいただきたいと思うのでござりますが、私どもは、自主規制の問題といふものは政府対政府の問題ではない、しかし事実輸出貿易政策の重要な

課題でござりますから、関心を持つばかりでなく、それに対する対応策もいろいろ考えなければならない立場にあることはよく承知いたしております。ございまして、いろいろ御啓発をいただきまして、自主規制といふことでございまして、いかに御規制を用意しなければならないと考えます。

それから、アメリカの織維産業がここずっと持続した繁栄を維持しておる、雇用も出荷も利益率等も高水準を維持しておるという御指摘は、私どもも承知いたしておるのですが、にもかかわらず、その輸入は非常に低水準にあり、そのうちの日本の占めるシェアというものはきわめて乏しいものであるにかかわらず、アメリカが制限的を動きに出るということはまことに理解しがたいという点につきましては、加藤さんと私も懸念を共通にするものでござります。この点は、対米P.R.におきましても、外務省はじめ私どもも十分ブレイアップしていかなければならぬ問題であろうと思ひます。ただ、それでもかかわりませず、こういう問題が動き始めておることもまた好むと好まさるとかかわらず事実でござります。この問題がどういう性格のものなのか、一つの政治勢力のキャンペーンとしてのものなのか、それともアメリカ全体の経済、貿易政策とからんだ問題性を十分持つておるのかどうか、そういう点は私どももいまいろいろ究明中でござります。いずれにいたしましても、御指摘の事実関係をよく念頭に置いて、粗漏のないよろしくいたさなければならぬ検討いたしまして、それは加藤さんおつしやる所は、いま非常に啓蒙的なアドバイスかございまして、御指摘がございましたが、この上とも十分思ひます。それと条約との関連につきましては、いま非常に啓蒙的なアドバイスかございまして、御指摘がございましたが、この上とも十分思ひます。それと条約との関連につきましては、いま非常に啓蒙的なアドバイスかございまして、御指摘がございましたが、この上とも十分思ひます。

あると考えております。それから、いままた起る手段を組織いたしまして対応してまいらなければならぬと考えております。

○大平國務大臣 ちょっととかみ合わぬのですが、私が申し上げたのは、条約的に申しまして、自主規制が問題になるかということを問われれば、それは条約と関連がないのではないかというようでもけつこうです。

ばならぬと考えております。

○加藤(清)委員 自主規制を五十八品目について

あるといふことでござります。

○加藤(清)委員 私はないと反論をしたわけ

です。

す。どうあるか。自主規制でなく、強制クオータ配している、しかし日本品の規制は現実にアメリカで起こつておる、これに対しては厳正に対処すればこれに対しまして十分な対応策を用意しなければならぬと考えます。

な

ど

もこれに対しまして十分な対応策を用意しなければならぬと考えます。

〔加藤清〕委員 大臣、政府委員に纖維製品を示す

○高橋源(清)政府委員 わかりません。

○加藤(清)委員 むろんです。それはわかりませんと言つた纖維局長が正しいのです。正直でこんなとこへだつたから、それが笑つたりつばな纖維局長はない。それを知つたかぶりをして、どちらよどちよ言うと、またこっちが笑つてしまなればならぬ。無理なんです。これが朝鮮物なんです。じつとこうやつて比べてみるとわかる。品が違う。ところが、そんなことは一般の人にはわからない。大臣、これが日本物です、こちらが朝鮮物です。見てください。——くぐりが違うといふこと、ホケが違うといふこと、一番わかりやすいところはたけが短過ぎるのです。裏返してみるとわかる。この長さが違う。見返しが短いでしょう。たけまで短くしてある。くぐりもごまかしてある。

そこで、アメリカの哲理を韓国に応用して、これを徹底的に制限する勇気ありやいなや。急ぎますから簡潔に申し上げておきますが、その数量は三%や四%ではございません。アメリカが制限するところのペーセンテージの十倍もなんなんと

してある。それはちょうどノリも同じことなんですが、朝鮮ノリを食べた人は一人もいない。にもかかわらず、表五、六億から裏五、六億、十億の余入つておる。十億とは国民一人当たり十枚の余入つておる。だが一人も食べた人がいない。なぜないか。全部日本物に化けるから。値段も日本物に化ける。だから上から読んでも山本山、下から読んでも山本山で、どちらから読んでも日本物、ともでもない話なんだ。おかげで日本の消費者はにせものをおとされられて高く食わされていふ。なかつかつだ、それのみならぬいのれども、にせものを買って使用した人が、この物の悪さを知つて本物までたいへん悪いではないかといふとなり、日本の品位を傷つける結果になつてしまふ。大臣、これをどうします。

○大平國務大臣 繊維産業の整備育成の道標として私どもが考へておりますのは、いま仰せのよう

な国際環境のもとでござりまするので、できるだけ早く日本の纖維産業を近代的なものにし、高度なものにしてまいりまして、追い上げ中の近隣の

チーフレーバーの国々との間に格差をだんだんと

つけていくような高度化の方向に指導せねばならぬと考えておるのでござります。したがいまして、非常に労働集約的なものにつきまして、ある

いは御指摘のようなものが有るかもしませんけ

れども、そういう平面における競争を日本産業が

やつておつたのではいけないので、日本の纖維産

業といたしましては、みずからを脱皮させて、高

度化の方向にだんだん持つていかなければならぬ

といふのが基本の方針でなければならぬと思うの

でござります。したがいまして、そういう事実を

御指摘いたければいたくほど纖維産業の近代

化といふのは非常に焦眉の急務であるといふよう

に私は考へます。

○加藤(清)委員 日本がすべてのものを自由化せ

んければならぬと要請されている原因は、十四条

国から八条に移行した、国内の生産が伸びて二

等国になつた、いろいろ原因はあります。これは

平均の話であつて、外国に後進国があると同じよ

うに国内に後進性の産業がある。また、この法律

を適用して、そして近代化をはからうとしても、

近代化のはかれない業態がある。これを十倍一か

らげにしてものを判断するところにあやまちがあ

ります。しかるがゆえに、本法に今度はメリヤスと染

色整理が入るといふけれども、その染色整理の中

にこのしばらくも、板染め、サメ小紋も入つていい

い。注染——これは私がつくったゆかた、これも

入つていらない。平和ゆかたと称してつくつた。私

の書いた字をこうやって染めることができる。盆

踊り、ホテル、旅館の寝巻きはほとんどこれなん

です。これが東京染めと称する同じ注染なんで

いる。これはみんな手先仕事なんです。しかももし

りのときは正倉院の御物の中に類縁染めとして

入つている。からくれない水ぐるとは、百人

一首の歌であるけれども、のことなんです。し

てござります。

○吉光政府委員 すでにできております。

○加藤(清)委員 あなたね、いいかげんなことを

言つたらあきませんぜ。ほんとですか。工業化し

ておりますか。実行に移されておりますか。じよ

うだん言つちやいからぬよ。知らぬと思って答弁し

ちやいからぬ。知つとつて聞いておるんだから。

○吉光政府委員 あまり専門的な知識がないわけ

でござりますが、すでにできまして、大和紡のほ

うに納入いたしておるところでございます。

○加藤(清)委員 こういうあほなことを言つてお

まつたものではない。どんなに構造改善が行なわ

れたつて、これの構造改善はできないのです、芸

術作品だから。かかるがゆえに、一枚五十万から

百万、高いのは二百五十万もある。これをにせも

のでやられた日にはたまつたものではないといふ

のが、これをつくつて加工していふ人たちの言い

分なんです。これらをよく御検討願いたいので

す。今度の構造改善をよりりづばに完成させよう

といふのがわが党の願いなんです。貿易上の二つ

の外敵を申し上げました。

内輪の外敵を二つだけ簡単に言つて終わりにい

たします。第一、どんなに法律がうまくつたつ

て、この法律の基本、構造改善は設備の近代化で

ございましょう。それは機械にたよるといふこと

でしよう。いま申しましたように、手先にたよる

ということでは近代化はできないのです。絵かき

を近代化できぬとの同じだ、書道家を近代化で

ございましょう。それは機械にたよるといふこと

でしよう。いま申しましたように、手先にたよる

○吉光政府委員 お答え申し上げます。現在できておりますレピアルームあるいはウォータージェットルーム等があるようございます。ただ、さらに関発をいたさなければならぬ開発中のもの、コップレス、バーンレス等があるわけでござりますけれども、全体の状況から見ますと、間に合つておるといふ状況ではなくて、むしろ現在開発が進められ、あるいはまた主たるものにつきましては開発それ自身を現在進めておるといふ状況でござります。

○加藤(清)委員 急ぎます。ですから答弁も気をつけてお答え願いたい。

大臣、お聞き及びのとおりなんです。法律の構造改善は進んでいくのだ、法律だけは。その大黒柱であるところの機械設備の新鋭機が、日本の場合は遺憾ながらこの際おくれをとつたのだ。十年前に高崎先生がなくなられなければ、こういうことにならなかつた。同時に、十年前、小室案が出されたときには社会党の提言して行なわれていたら、こういうことはなかつた。通商局長、織維機械の輸入数量はどれだけか。

○吉光政府委員 四十一年に二十八台でございましたが、最近はだんだんふえておりまして、四十二年に百八十六台、四十三年には五百四十四台、相当の急増ぶりでございます。

○加藤(清)委員 大臣、お聞き及びのとおりなんです。自由化に一番強いのが織維機械といわれておつた。ところが、織維機械はどうして育つたかといえば、紡績と共同し、紡績と親戚つき合いのゆえに育ってきた。今までに補助金、研究費等をいただいたことはなかつたのだ。そうして豈田織機は世界を席巻したのだ。豊和の紡機も世界二十七カ国のパントをとつた。いととき席巻していました。しかし小室案が行なわれますや、織維産業の機械設備は一べんに注文がとだえた。その度の経企庁長官高崎さんは、これはたいへんなことになる、だから首切りがあつてはいかぬからといふので、重工業局長、時の次長は佐橋君、これに命じていろいろ転業を命ぜられた。同時に、生

き残つて天然織維その他のみならず、合成織維の機械を開発しなければならないという先見の明があつて、これに研究費、補助金を与えられた。それがためにその後の機械は開発された。しかし売れ行きが悪い。なぜ。設備を制限せい、制限せば、それがどこにもない。その間十数年の間に、ソ連圏も、アメリカ圏も、イギリス圏からイタリアのE E C諸国に至るまでがこの機械の開発に鋭意努力した。その結果、イギリスの織維産業も、アメリカの織維産業も、先ほどどううたとおりいんしんをきわめできた。なぜ。機械の設備更新をやつたからだ。日本はそのままストップだつた。いままでに十年前に高崎さんはこれを喝破したのだ。私たちはもうつておけばよろしい、こういう観念があります。なぜそなつたか。織維は一人歩きができるが、織機に至つては最低。——私がしゃべっちゃいましょう。三年もたたないと工業化しないのだ。だからこそ、去年行なわれました構造改善の事業の実績はどうなんですか。振興事業団のところの金は全部使われておりますか。使われていないのでしょう。余つておるでしよう。

○福井参考人 御返事をいたします。振興事業団の四十二年、四十三年度のビルト計画の進捗ぶりでございますが、四十二年度は全体計画に対しても八%の進捗ぶり、四十三年度は全体計画に対しても一三%、また予算に対し四十二年度は九五%程度、四十三年度は八〇%弱という織布業のビルト事業の進捗状況でございまして、おくれております。

○加藤(清)委員 あと何年ありますか。やれますか。やれないから、今度はあなたの古巣の大蔵省のほうでは、やめといつらいじやないか、予算を削つたらいいじやないか、予算折衝のときこそが早期に開発されるように——特にパントを輸入してみたといたましても、諸外国のスケールと日本のスケールは違うのです。従業員のからだです。しかば、先輩の大臣が勇をふるつて行なわれましたように、勇断をもつて、この際、機械が早期内に開発されるようになればならない。あるいはあまたの設備が見えなければならぬ。あるいはあまたの設備がありますから、それに合わせなければならぬ。それでそなつたのです。それに相マッチするようにつくりだと思う。なぜかなれば、日本の経済に貢献した

重工業局長が言いいましたけれども、空気精紡機は、せつから糸はでき、糸の生産の能率はあがつておるのは織維と石炭だけなんです。当然援助あつてかかるべきだ。そのことがやがて紡績、機械を開発した所でそれを指摘したのだ。それが行なわれていない。もつて大臣、いかんとなす。

○大平国務大臣 英国を押えて世界の王座を占めたといふのは、われわれの学生時代の話でございまして、日本の織維といふのは強い競争力を持つた産業であるといふので、政府側がそういう熱意を欠いたといふことは、御指摘のとおりだと思います。私も着任をしてみて、いろいろお話を承つて、諸外国、とりわけ先進国といろいろ比較をしてしまして、非常な格差ができるおりますことに実は驚いておるのでございます。その中で、いま御指摘の中にありましたように、機械の開発、更新をおくれておるといふことが一番中核的な事実であると思ひます。そういう方面的の施策が十分周到に行なわれていなければならないといふことは、重々私も感じておる次第でございます。

○加藤(清)委員 完全に意見だけは一致するわけではありません。しかば、先輩の大臣が勇をふるつて行なわれましたように、勇断をもつて、この際、機械の機械屋といふものがあるわけなんです。それがほんとうの共同をすることが最もふさわしいことだとされしも意見は一致しているわけなのです。

○加藤(清)委員 もう急ぎますから、質問でなくして、私のほうから全部申し上げます。

ところで、この協業化、共同化というのは、これは共同にしなければならぬわけですね。特に織維産業は、地場産業が多い地域に全国どこにもござん系列でございました。そろばん系列になりまると、これは資本系列でございまするから、銀行、紡績、商社に生き血を吸われてしまつ。全部下請に転落して工賃かせぎである。それはいけないことである。だから協業化、共同化の今後の系

列化はそろばんではない地域共同である。これが業界の切なる願いであり、織維産業をこよなく愛する者の親心である。

ところで振興事業団に承る。あなたのところが

金を貸し出される場合に、聞くところによると、

親の裏判をとつてこい、親の事業保証をとつてこ

いとの御指導のようござります。これはいかがでござりますか。

○福井参考人 この企業の構造改善事業計画に對しまして、事業団の融資、それにつきましては、その対象となつた設備の担保と、そうして産地組合の役員の連帯保証をとつております。それ以外に人的あるいは物的の担保の要求は私どもはいたしておりません。

しかし、先生の御質問に私はかつて一応調査をいたしましたが、事業団と直接関係はございませんが、こういうケースがござります。それは、産地組合におきまして、その組合員に対しまして、その産地組合が関係のある、つまり原糸産元ある

に人のあるいは物的の担保の要求は私どもはいたしておりません。

○福井参考人 この企業の構造改善事業計画に對しまして、事業団の融資、それにつきましては、その対象となつた設備の担保と、そうして産地組合の役員の連帯保証をとつております。それ以外に人的あるいは物的の担保の要求は私どもはいたしておりません。

しかし、先生の御質問に私はかつて一応調査を

いたしましたが、事業団と直接関係はございませんが、こういうケースがござります。それは、産

地組合におきまして、その組合員に対しまして、

その産地組合が関係のある、つまり原糸産元ある

に人のあるいは物的の担保の要求は私どもはいたしておりません。

○乙竹政府委員 事業団の監督責任者は私でござりますので、私から私の知つてゐる事実を御説明いたします。

構造改善事業は、先生御指摘のように七割が政

府及び地方団体から、三割を手金で負担をしてお

ります。調べましたところによりますと、この三

割の手金を産地組合がいかにつくるかといふこと

でござりますが、主としてといいますか商工中金

が相当多額、約半分のものを負担いたしております。

これは産地組合におきまして自主的にそ

ういうことを運営のためにきめておるのでござい

ます。これは産地組合においてはこれがございまして、事業団としてはこれに直接関知するもの

ではない、こう思つております。

○加藤(清)委員 大臣、よく聞いてくださいよ。

これは肝心な大事なところで、ここで関西行きの

切符を買ひか東北行きの切符を買ひかで分かれる

のですから、大事なところです。

ただいま政府が大割、県が一割、自己負担が三

割、その結果、機屋に対する融資は二分何ぼと歴

史始まつて以来安い金利の融資が与えられること

になつた。これに対しても、構造側は開銀ペースであ

るから何とかしてくれとかいろいろありましたの

で、これはあなたのほうの織維対策特別委員会、

社会党の織維対策特別委員会がこもども立つて大

蔵省とも接衝した結果、やや金利が下がりまし

た。しかし問題は、その資金の配付は振興事業団を通じて行なわれております。その際に親の裏

判、親の事業保証をととの指導は閲知しないと認めるとおっしゃつた。同時に、先般ここでメリヤス、染色整理の参考陳述が行なわれました。そ

のときに参考人から、こもども立つて、そのよう

な裏判をとらることは一大事である、そのよ

うなきようにしていただきたいとの陳情、陳述が

行なわれた。私どもはそのことがあることを知つて

いるから、あなたと懇談したときのあれにちや

んでいるから、あなたと懇談したときのあれにちや

ているから、あなたと懇談したときのあれにちや

ていたときいたいゆえんを申し上げます。もう許された時間があと五分しかありませんから、簡潔に申し上げます。

協業化は縦の系列でいつたら、これは工賃かせ

ぎに転落するんです。ところが、裏判を押して四分も三

縦の系列なんです。したがつて、どういう結果が

生じてくるか。裏判を押して、一番に手数料を

取る。親の心子知らずとはこのことである。何の

ため国会で皆さんが難儀をして二分何ぼという

低金利の金を貸したのか。裏判を押して四分も三

縦の金を、全然ひもがつかずに、非常に安い金

でお役立てしておるわけございまして、問題

あつたり、紡績系列であつたらどうなる。糸が自

由に選択買ひができるか。紡績に判を押して

私が、きょうはあんたのところの紡績の糸は三品

市場で高いので、こつちの安いものが買いたいと

思つても、親が許しますか。ひもつきになつちや

うでしよう。商社に裏判を押してもらつたものも

しきり。おれの関係の紡績の糸を買えといふこと

になる。されば、三品市場の存立まで危うくなる

ではないか。三品市場の存立の必要な理由はつな

ぎの場を提供するということなんだ。このつなぎ

の場の提供が、選択買ひができないければ、もはや

相矛盾した政策を行なつてゐるといふ結果にな

る。と同時に、もう一つの問題は、下請の機屋さ

がりますけれども、その場合はなくして、組合員

が相当多額、約半分のものを負担いたしてあります。商工中金が産地組合に金を供出させておる場合がござ

ります。商工中金が産地組合に貸し付けます場合に、組合員に適当な担保が

あります。この場合には商工中金が組合員に融資

をし、融資を受けた組合員が産地組合に三割分の

一部を出しているわけであります。商工中金が組

合に貸し付けます場合に、組合員に適当な担保が

あります場合に、先生御指摘のような原糸メーカーと

か商社の裏判をとつて貸しておる、こういう事実

がありまして、したがいまして、構造改善の金を

借りります場合に原糸メーカーといふ商社の裏判が

あります。この場合は、親の系列に入るわけ

がります。たとえばあなたの郷里でもそうだ。四国には伊予

がりがある、タオルがある。このタオルの業界

が結束すれば、原料買ひの製品売りができるわけ

なんですね。そのうみみが、親の系列に入ることに

よつて、縦割りにされてしまつて、何にもなくな

るじやないか。どうやつて近代化ができますか。

どうやつて協業化ができますか。地場産業をどう

やって育てるのですか。通産省、あなたのところ

の基本的な指導理念と全く矛盾する結果がいま発

生しつつある。ここにはや近代化なんていや

や、安い金を借りても、そんなものに縛られてや

るのはいいや、やりたくないということで、予定

の計画よりはるかダウンした実行しかできない

でしょう。もつていかんとします。

○乙竹政府委員 中小企業者が親系列に入ること

を強制されますと、これは真の中小企業者の独立

にどんどん遠くなる、御指摘のとおりであります。

したがいまして、私たち中小企業政策——この

の織維の政策もそうでござりますが、この金を

主として政府が見るということで、振興事業団が

金融ベースからいうと、決して過酷なものではな

いと思うのでござりますけれども、この三割の手

金の中でも、自分が担保として適當な担保がないと

いう場合に、例外的に、どうもわれわれの調べた

ところによりますと、原糸メーカーなりなし製

品の売り先商社なりの裏判を求める。これはしか

し一面では、その織布業の安定操業という点を

確保できるメリットがある反面、先生御指摘のよ

うな系列化を強制されるといふ面があるわけでご

りますので、われわれ中小企業行政に携わる者

としては、この両面の、長は伸ばしますが、

短は刈り取り、そういうことにならないように努

力をするといふことで事業団の運営をはかつてま

いらねばならぬといふふうに思つてあります。

○加藤(清)委員 長時間にわたりまして失礼をいたしました。しかし、まだ認識不十分といふよう

な点があるようござります。たとえば、いまの

融資の問題でも、自己資金の問題は当然です。し

かしいまこれは振興事業団から流れる金、すなわ

ち政府資金のことを探し上げた。まあこれ以

上ありますには時間がだめですから、残余の質問

は十日に譲ることにいたしまして、本日はこの

程度で終わります。

どうも皆さん、御協力をありがとうございます

○大久保委員長 これにて本案の質疑は終局いたしました。

○大久保委員長 これより討論に入るのであります。が、討論の申し出がございませんので、直ちに採決に入ります。

特定織維工業構造改善臨時措置法の一部を改正する法律案について採決いたします。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○大久保委員長 起立総員。よつて、本案は原案のとおり可決いたしました。

○大久保委員長 次に、ただいま可決いたしました本法律案に対して、自由民主党、日本社会党、民主社会党及び公明党共同提案にかかる附帯決議を付すべしとの動議が提出されております。

○武藤(山)委員 ただいま議決されました特定織維工業構造改善臨時措置法の一部を改正する法律案に対する附帯決議案につきまして、自由民主党、日本社会党、民主社会党及び公明党を代表して、提案の趣旨を御説明申し上げます。

まず、案文を朗読いたします。

特定織維工業構造改善臨時措置法の一部を改正する法律案に対する附帯決議(案)

政府は、本法施行にあたり、わが国経済に占める織維産業の重要性にかんがみ、構造改善五カ年計画を達成するため、次の諸点につき適切な措置を講ずべきである。

一、染色業及びメリヤス製造業の構造改善を円滑ならしめるため、組織化の推進を図るとともに、中小企業振興事業団並びに政府系三金融機関の資金量の増大、信用補完等金融の充実に努め、また、税制上、大企業との差別や格差をなくするよう配慮すること。

二、小規模企業者が積極的に構造改善を進めう

るよう、国民金融公庫の活用を図るとともに、中小企業金融公庫についても個人企業が充分利用できるよう配慮すること。

三、織維製品の輸出振興を図るために、技術の開発、製品の高級化等を積極的に推進するとともに、特恵関税および付加価値関税の適用にあつては、構造改善業種が適用除外となるよう努めること。

四、織維工業の設備近代化を円滑ならしめるため、織維関係新鋭機械・装置の研究・生産体制について、格別の措置を講じ、構造改善の実施にあたっては、従業員の充足、労働条件等について特段の配慮を講ずること。

以上であります。

以下簡単に補足説明をいたします。

わが国織維産業は、年間十七億ドルの輸出、六十億ドルにのぼる国内自給部門の生産をしており、國際収支貢献産業として、また国民衣料産業として重要な地位を占めているのであって、今後ともこれを維持発展させることは、国民经济的な要請であります。しかし、織維産業は立ちおくれつつあり、先進国の進歩、発展途上国の追撃といふ先後両面からの脅威にさらされているのであります。特に染色、メリヤス両業種は企業が過小過多であり、生産設備、取引体制の近代化がおくれております。そこで、若年労働力の不足という事態に直面しているのであります。いまこそ資本設備の高度化で生産性を高め、クルーリングでデザイン製品の高級化や取引条件の近代化などを促進しなければなりません。

そのための構造改善事業は、業界がその総意に基づいて自主的に構造改善計画を作成して実施することとなつております。したがつて、業界の組織化がうまく推進されなければその成果を期待することができないことはいまさら申し上げるまでございません。

今回の法改正により、メリヤス製造業は五年間に編立機約七万八千台、染色業は同じく五年間に編立機約四百十台をそれぞれ新たに導入します。

一二、小規模企業者が積極的に構造改善を進めう

うとしておりますが、これら新鋭設備の価格は非常に高額であり、設備ビルトに巨額の資金が必要であります。したがつて、構造改善事業を円滑に推進するため、中小企業振興事業団並びに政府系金融機関の資金量の増大と金利の引き下げをはかるとともに、設備ビルトの自己調達分三〇%については、織布業に対する構造改善事業協会の債務保証と同様の措置を講ずる必要があります。

また、メリヤス製造業及び特定染色業の基金への出捐金を税制上損金算入とするよう、特段の措置を講ずる必要があります。また、資本を充実するため、税制上償却制度、留保金課税等についても再検討を行ない、実情に即した措置をとるよう期待するものであります。

第二に、メリヤス製造業は、従業員二十九人以下の企業が九一・七%を占め、また、染色業は、従業員百人以下の企業が七一・六%を占めるとともにこれを維持発展させることは、国民经济的な要請であります。しかし、織維産業は立ちおくれつつあり、先進国の進歩、発展途上国の追撃といふ先後両面からの脅威にさらされているのであります。特に染色、メリヤス両業種は企業が過小過多であり、生産設備、取引体制の近代化がおくれております。そこで、若年労働力の不足という事態に直面しているのであります。いまこそ資本設備の高度化で生産性を高め、クルーリングでデザイン製品の高級化や取引条件の近代化などを促進しなければなりません。

織維工業の構造改善を円滑に推進するためには、これら小規模企業がみずから積極的に参加できることによることが望ましく、このため、国民金融公庫の活用をはかるとともに、中小企業金融公庫についても、個人企業が十分利用できるよう配慮することが必要であります。

第三に、わが国の輸出産業として重要な役割りを果たしてきた織維工業は、最近発展途上国の追い上げを受けており、将来特恵関税の供与が実施されると、その影響は多大であると予想されます。

このような状況に對処して、今後、より一そうの輸出振興をはかるには、技術開発、製品の高級化、デザイン開発等を積極的に推進することが重要であります。したがつて、特恵関税及び付加価値税の適用にあつては、構造改善業種が適用除外となるようつとめが必要であります。

第四に、構造改善五カ年計画に伴う設備ビルトに對応して、機械、装置メーカー・サイドの受注生産体制が確立されなければ、設備の近代化の促進に支障を来たすおそれが生じてまいります。

○大久保委員長 起立総員。よつて、本動議のとおり附帯決議を付することに決しました。

○大平國務大臣 ただいま御決議をいただきまして、附帯決議の趣旨を十分尊重いたしまして、銳意発言を求めております。これを許します。

○大久保委員長 以上で趣旨の説明は終わりました。

〔賛成者起立〕

本動議に賛成の諸君の起立を求めます。

直ちに採決いたしました。

○大久保委員長 以上で趣旨の説明は終わりました。

〔拍手〕

○大久保委員長 以上で趣旨の説明は終わりました。

本動議に賛成の諸君の起立を求めます。

直ちに採決いたしました。

○大久保委員長 以上で趣旨の説明は終わりました。

〔拍手〕

○大久保委員長 以上で趣旨の説明は終わりました。

したがつて、新鋭機械、装置の研究、生産体制について格段の助成措置を講ずることが緊要であります。また、構造改善の実施にあつては、労働条件等について特段の配慮を講ずる必要があります。以上の附帯決議案の趣旨でござります。委員各位の御賛同をお願いいたし、説明を終わります。

以上が附帯決議案の趣旨でござります。委員各

位の御賛同をお願いいたし、説明を終わります。

昭和四十四年四月十二日印刷

昭和四十四年四月十四日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局